

公共政策専攻ワークショップ 議事録

演題：ABS政策の最新動向 生物多様性COP10を踏まえて

上智大学大学院 地球環境学研究科 磯崎博司 教授

日時：2011年5月27日 18時30分から 場所：207会議室

議事録作成者 大槻英樹（学籍番号M11UB509）

（講義）

○名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議を開催。

- ・重要な3点の議題について各国の代表が議論。（P.P2）
 - ① ABSについての結論をCOP10で。（ABS名古屋議定書の採択）
 - ② 遺伝的改変生物による生物多様性に対する被害への対応（遺伝的改変生物の損害責任議定書）
 - ③ 愛知ターゲット 2020年から2050年を見据えた目標の設定（愛知ターゲット 中長期計画 2020年目標）

○ABS名古屋議定書

- ・ 2010年、10月一ヶ月にわたって、議論尽くす。
- ・ 通常の締約国会議より対立が激しく、非常に時間を要した。最終日に政治決着し、議定書採択。
- ・ 開発途上国は、①～③をリンクして先進国の譲歩を求める。
- ・ その強硬姿勢を前にして、先進国には、1勝（②）2敗（①、③）もやむなしの観測すらあった。
- ・ 議長国として、譲歩せざるを得ないはずと開発途上国に考えられていた日本は安易には妥協しなかった。

○主権的権利の主張（P.P3）

- ・ 発展途上国側は、資源国として主権的権利を主張。
- ・ 主権とは、他の国や他のものから指図を受けない、強制をされない。NOと言えること。
- ・ 主権と主権的権利の差異は、あまり差は無いが、主権的権利は主権に制約をつけたものと定義される。
- ・ 他の国や地球全体のことも考えて主張することそれが主権的権利。
- ・ 途上国は、自然資源、遺伝的資源には提供国が主権的権利を持つことから、先進国（利用国）は提供国の法規制を受け入れるべきと主張。資源を保有する国が全てを決め、利用国はそれを受け入れるしと。
- ・ しかし、先進国は当然の如く、それは国内法の押し付けであり、国家主権に反すると反論をした。

○途上国がABSに期待すること（P.P4～10）

- ・ 途上国の決めた法令規制を先進国に受け入れさせること。
- ・ ABSで植民地であった途上国は、歴史的清算を期待している。
- ・ 300年のツケを払えと。
- ・ また、来年12月で第一約束期間が切れる温暖化防止条約の京都議定書についての交渉の遅延もあって、温暖化対策として途上国への資金投下もあまり期待できない。
- ・ しかも、2013年以降の新しい温暖化対策では、途上国にも温室効果ガス削減が義務つけられるかも・・・
- ・ 以上のような、さまざまな途上国の不満を、ABS議定書条約で取り返そうと考えていた。

○途上国、先進国それぞれの主張

- ・ 途上国は、遺伝資源を利用した場合、資源の提供国（原産国）にも利益が正当に配分されるべき。先進国もそれを否定はしないが、正当とは、どのレベルかについて決めることは難しい。
- ・ 事例として、薬の場合、先進国では資源から有効な医薬品を製造し、世界中で販売し、巨額の富を得ている。
- ・ 一方、その遺伝資源のオリジナルな所有権は、数ドルで手放しているかもしれない。
- ・ 先進国は特許をとり利益を独占している。資源国には特許の権利もないし、利益もない。
- ・ 途上国は、資源国や提供者も保護され、利益を得るべし。まさに公正な利益配分の姿といえろと主張。
- ・ 途上国といえども、資源50対技術50の利益配分を求めているわけではない。
- ・ 先進国は、途上国は過剰な要求や規制を主張しているが、技術が無ければ、資源を利用することも出来ず、利益も生まれないと主張。
- ・ 途上国は、総売り上げの数パーセントとかが資源国に利益となるように、国際法の中で決めていきたい。
- ・ 先進国は、売買契約の中で、利益配分を決めたいとしている。
- ・ また、ジャガイモや野菜の例においても、大半は中央アジアから持ち出し、オリジンは何も利益を得ていない。植民地時代から略取されたものをさかのぼって利益配分しろ。
- ・ 先進国は、過去のことに後で決まった法律を適用するのはおかしい。当時は契約により売買されている。その後権利も転売されている場合などもあり、そんなことをすれば、法律がめちゃくちゃになる。
- ・ 途上国は、バイオバラシーの取り締まりのためにABSを。
- ・ 先進国は、世界全体で、条約または議定書によりABSルールを決めたい。
- ・ 途上国は、ABSルールは国内法で決めるもので、条約や議定書は関係ない。
- ・ 途上国は、他方、今まで遺伝資源についての国内法がなかったが、議定書で遡って救済させた。
- ・ 途上国は、提供国の国内法を受け入れるように先進利用国に義務付ける議定書、提供国に国内法がなかったときにも利益配分を利用者に義務付ける議定書にすべきだ。

○COP10名古屋議定書の内容。(P.P11~16)

- ・ 遺伝資源提供国の国内法の国境を越えた順守確保制度の樹立。
- ・ 提供国の国内法の手続き等の透明性の確保、公序良俗に基づくジャッジ。
- ・ 派生物問題（遺伝資源から派生した成果の扱いに関する対立）の解消と利益配分の対象範囲の確定
- ・ 遺伝資源や生物多様性保全のための資金メカニズムの検討義務→次回締約国会議で協議。

(質疑応答)

(Q1) ABSにより資源を守るのか？利益配分が目的か？

(A1) 先進国は、環境的配慮、途上国は経済性を重きとしている。例えば、ブラジルの熱帯林の伐木について保護には資金が要る。管理費を要求する。

(Q2) COPには私企業の参加は可能か？

(A2) 誰でも参加できる。ジャンルわけとしては、①締約国②準締約国③NGO④産業界。

(Q3) 歴史的清算は可能か？

- (A 3) 経過を調べるのは難しい。
- (Q 4) 世界の参加国の数は？
- (A 4) 200カ国。アメリカを除いて、だいたい国は入っている。
- (Q 5) アメリカが入っていないのは何故？
- (A 5) 知的財産権の保護が十分でないと考えているため。
- (Q 6) このままアメリカは入らないままか？
- (A 6) オバマ大統領は検討中。技術移転に関する条文が課題。
- (Q 7) 前からの課題解決はどうしていたのか？
- (A 7) 特に問題にならなかった。
- (Q 8) 先進国が遺伝資源の提供国となることもあるのか？
- (A 8) 途上国と先進国の提供者と利用者の立場が逆転するケースも多い。

以 上